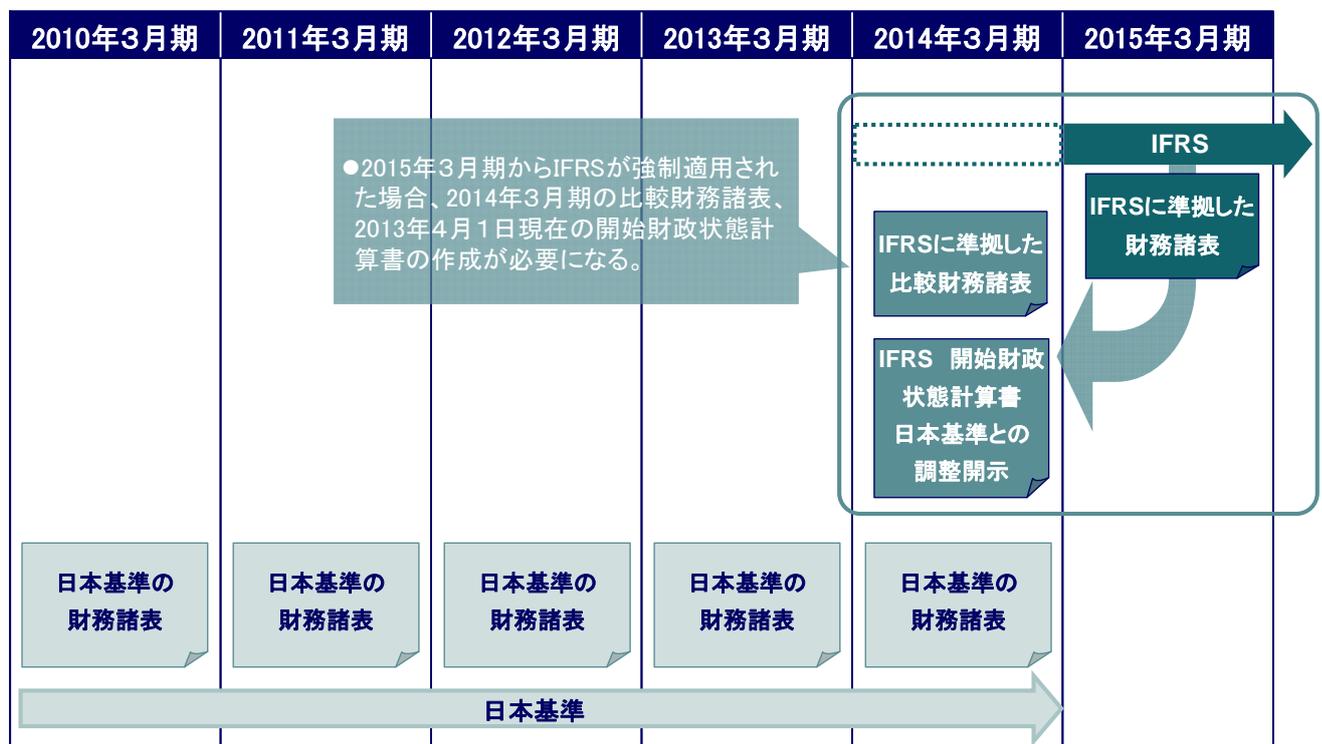


**Q** IFRSが導入された時に作成すべき財務諸表はどうなりますか。

**A** IFRS導入年度だけではなく、比較対象期間についてもIFRSに準拠した財務諸表の作成が必要です。また、比較対象期間の期首の開始財政状態計算書および日本基準との調整表の開示が必要です。



**解説** 2015年3月期をIFRS適用初年度として作成すべき財務諸表は以下のとおりです。



**留意事項**

最初の報告期間(2015年3月期)に開示する財務諸表はIFRSに準拠したもののみです。これに対し、比較対象期間(2014年3月期)は日本基準とIFRSに準拠した2つの財務諸表、そして、移行日(2013年4月1日)の開始**財政状態計算書**、そして日本基準との調整表の開示が必要となり、開示資料が大幅に増えます。



**キーワード**

調整表: 最初の報告期間で作成を要する調整表は以下のとおりです。

- ・ 移行日(2013年4月1日)及び比較対象期間末(2014年3月31日)の資本の部の調整表
- ・ 比較対象期間(2014年3月期)の純利益(または包括利益)の調整表、キャッシュ・フロー計算書の調整表

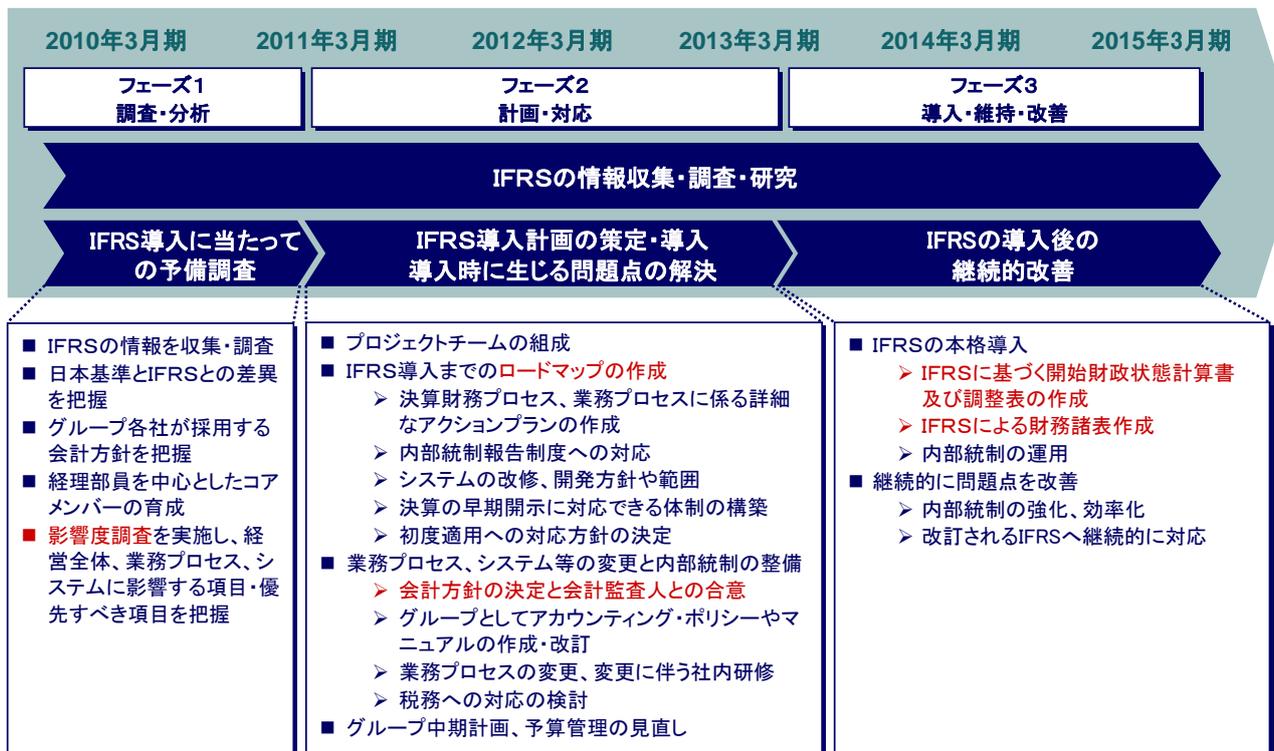
**Q IFRSを導入する際のスケジュール、主な検討項目を教えてください。**

**A** 導入に際しては業務プロセス、システムなど検討項目が広範にわたるため、マネジメント層を含めた全社的なプロジェクトとして数年前からの着手が必要です。



**解説**

2015年3月期を最初の報告期間として**導入**スケジュールのイメージは以下のとおりです。



**各フェーズでの留意事項**

- ・フェーズ1：現状の会社の会計方針等との差異を把握し、対応に時間とコストのかかりそうな領域を中心にフェーズ2以降の優先順位付けをします。
- ・フェーズ2：フェーズ1での優先順位に応じたロードマップを作成します。**ロードマップは、会社の各部署が連携して対応するために共有する予定表であり、スムーズなIFRS導入には重要です。これにはアカウンティングポリシーの作成等が含まれ、監査人との協議が必須になります。**
- ・フェーズ3：ロードマップに基づき、2013年開始**財政状態計算書**と2014年3月期のIFRS準拠財務諸表をテストとして作成し、内部統制の面では、フェーズ2で変更されたプロセスについてJ-SOX対応を図ります。

なお、先行する欧州等の例では、開示情報(注記)の作成に時間がかかっています。

Q IFRSの財務諸表の様式は日本とどのように違いますか？

A IFRSで開示が求められている財務諸表は①財政状態計算書、②包括利益計算書、③持分変動計算書、④キャッシュ・フロー計算書、⑤注記の5つの書類です。日本基準の財務諸表と名称は異なるものもありますがそれぞれの果たす役割は同じです。



解説

財務諸表を構成する5つの書類のうち、日本基準と特に様式が異なるのは①、②です。それぞれの様式および主な特徴をまとめると以下のようになります。

なお、③、④は名称が異なるものの大きな相違点はなく、⑤については次の質問をご参照ください。

①財政状態計算書

資 産	資本及び負債
<b>非流動資産</b> 有形固定資産 無形資産 投資不動産 持分法で会計処理されている投資 その他の投資 繰延税金資産 非流動資産合計	<b>資本</b> 資本金 資本剰余金 自己株式 利益剰余金 親会社の所有者に帰属する持分合計 非支配持分 資本合計 <b>負債</b> 非流動負債 社債及び借入金 その他の金融負債 繰延収益 引当金 繰延税金負債 非流動負債合計 流動負債 社債及び借入金 買掛金及びその他の債務 繰延収益 未払法人所得税等 引当金 (小計) 売却目的で保有する資産に直接関連する負債 流動負債合計 負債合計
流動資産 棚卸資産 売掛金及びその他の債権 その他の投資 現金及び現金同等物 (小計) 売却目的で保有する資産 流動資産合計	流動負債合計 負債合計 資本及び負債合計
資産合計	資本及び負債合計

(金融庁 国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例より抜粋)

【主な特徴】

- ① 固定性配列法が認められる。
- ② 売却目的で保有する資産を別掲する。
- ③ 別掲を要する勘定科目が少ない。

②包括利益計算書(1 計算書方式による場合)

<b>継続事業</b>
(中略)
<b>営業利益</b>
金融損益等
<b>税引前利益</b>
法人所得税費用
継続事業からの当期利益
<b>非継続事業</b>
非継続事業からの当期利益
<b>当期利益</b>
<b>その他の包括利益</b>
在外営業活動体の換算損益
売却可能金融資産の公正価値の純変動
純損益へ振り替えられたキャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動
(中略)
<b>税引後その他の包括利益</b>
<b>当期包括利益合計</b>
<b>当期利益の帰属</b>
<b>親会社の所有者</b>
<b>非支配持分</b>
当期利益合計
<b>当期包括利益合計額の帰属</b>
<b>親会社の所有者</b>
<b>非支配持分</b>
当期包括利益合計

(金融庁 国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例より抜粋)

【主な特徴】

- ① 経常利益という概念がない。
- ② 非継続事業から生じる当期純利益を別掲する。
- ③ 包括利益を表示する。
- ④ 利益概念には非支配持分(少数株主持分)を含む。

留意事項

日本で業績管理指標として重視されている経常利益という概念がなくなり、包括利益が重要になります。その結果、企業の説明責任の範囲が広くなるとともに、企業の経営努力だけではなく外部環境が利益に与えるインパクトがこれまで以上に大きくなります。

また、業績連動型の賞与の計算基礎等の内部管理指標として経常利益を使用している場合には、指標の見直しが必要です。

**Q** IFRSにおける注記の概要について教えてください。

**A** IFRSでは、日本基準に比較して注記量が大幅に増加します。これは主に①経営者の判断、②会計方針、③勘定明細、増減明細、④リスク関連情報が大幅に増加するためです。注記開示は先行する欧州の事例でもIFRS導入による影響が大きい項目の1つであり、早期の対応が必要です。

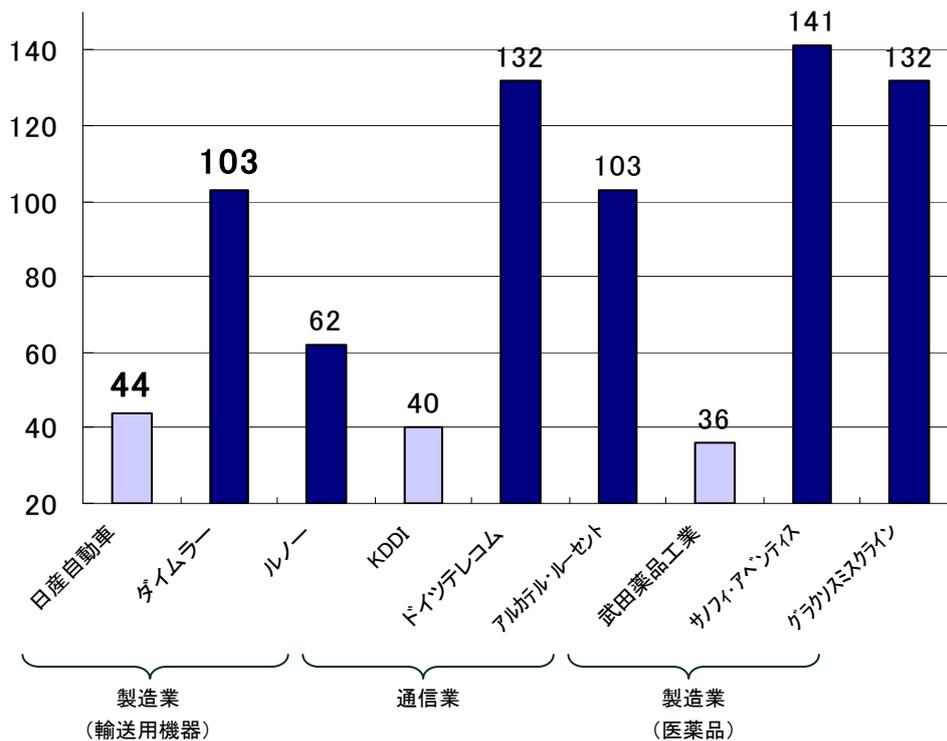


**解説**

**1. 注記量**

IFRSと日本基準の同業種の企業の注記頁数を比較すると、以下のとおり、注記量が大幅に増えることがわかります。また、同業種であっても企業によって開示量が大幅に異なり、企業の開示姿勢がより明確に現われると考えられています。

【業種別の注記総ページ数比較】



※日本企業(水色)については2009年3月期、外国企業(青色)については2008年12月期の有価証券報告書に基づく。

## 2. IFRSでの注記項目

IFRSで求められている注記項目、および、日本基準との対比でのランク付けは以下のようになり、大半の項目は現状から追加的な開示が必要です。特に17、30、37等の日本基準にない項目については情報収集のための業務プロセスの見直し、システムの再構築の可能性があります。

NO	項目	日本基準との対比	NO	項目	日本基準との対比
1	報告企業	A	21	従業員給付	C
2	作成の基礎	C	22	繰延収益	B
3	重要な会計方針	C	23	引当金	B
4	重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断	C	24	買掛金及びその他の債務	B
5	未適用の新基準	C	25	売上収益	B
6	事業セグメント	C	26	その他の収益	B
7	企業結合及び非支配持分の取得	B	27	その他の費用	B
8	有形固定資産	B	28	人件費	B
9	無形資産	C	29	金融収益及び金融費用	B
10	投資不動産	C	30	非継続事業	C
11	持分法で会計処理されている投資	B	31	1株当たり利益	B
12	その他の投資	B	32	非資金取引	A
13	法人所得税	B	33	株式報酬	C
14	棚卸資産	B	34	金融商品	C
15	売掛金及びその他の債権	B	35	オペレーティング・リース	B
16	現金及び現金同等物	B	36	関連当事者	B
17	売却目的で保有する非流動資産	C	37	コミットメント	C
18	資本及びその他の資本項目	B	38	偶発事象	C
19	配当金	B	39	後発事象	B
20	その他の金融負債(社債及び借入金を含む)	B	40	初度適用	C

(金融庁 国際会計基準に基づく連結財務諸表の開示例より抜粋)

【日本基準との対比】

- A・・・差異がない項目
- B・・・差異はあるが、注記の作成に手間を要しない項目
- C・・・差異があり、注記の作成に相当の手間を要する項目